

平成 30 年 2 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 18 年 12 月 15 日事企法一 668）」の一部を下記のとおり改正したので、平成 30 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、改正前の「人事院規則 1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」第 1 項の表給実甲第 28 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の欄、給実甲第 1230 号（平成 29 年改正法の施行に伴い平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）の欄及び給実甲第 1181 号（人事院規則 9—139（平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給）の運用について）の欄から給実甲第 1231 号（人事院規則 9—143（平成 29 年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）の運用について）の欄までに掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

第 1 項の表人事院規則 8—12（職員の任免）の運用について（平成 21 年 3

月 18 日 人企一 532) の欄の次に次のように加える。

<p>給実甲第 1243 号 (給与法附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されることがなくなることに伴う職員に対する通知について)</p>	<p>通知書等の写し</p>	<p>通知した日</p>	<p>5 年</p>
<p>給実甲第 1244 号 (平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給が支給されなくなることに伴う職員に対する通知について)</p>	<p>通知書等の写し</p>	<p>通知した日</p>	<p>5 年</p>
<p>給実甲第 1245 号 (平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整の運用について)</p>	<p>その他の事項の通知書等の写し</p>	<p>通知した日</p>	<p>5 年</p>

第 1 項の表給実甲第 28 号 (一般職の職員の給与に関する法律の運用方針) の欄、給実甲第 1230 号 (平成 29 年改正法の施行に伴い平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について) の欄、給実甲第 1013 号 (人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初

任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)の運用について)の欄、給実甲第1096号(人事院規則1—54附則第2条の「人事院が定める職員」及び「人事院が定める額」について)の欄及び給実甲第1181号(人事院規則9—139(平成26年改正法附則第7条の規定による俸給)の運用について)の欄から給実甲第1231号(人事院規則9—143(平成29年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例)の運用について)の欄までを削る。

以 上